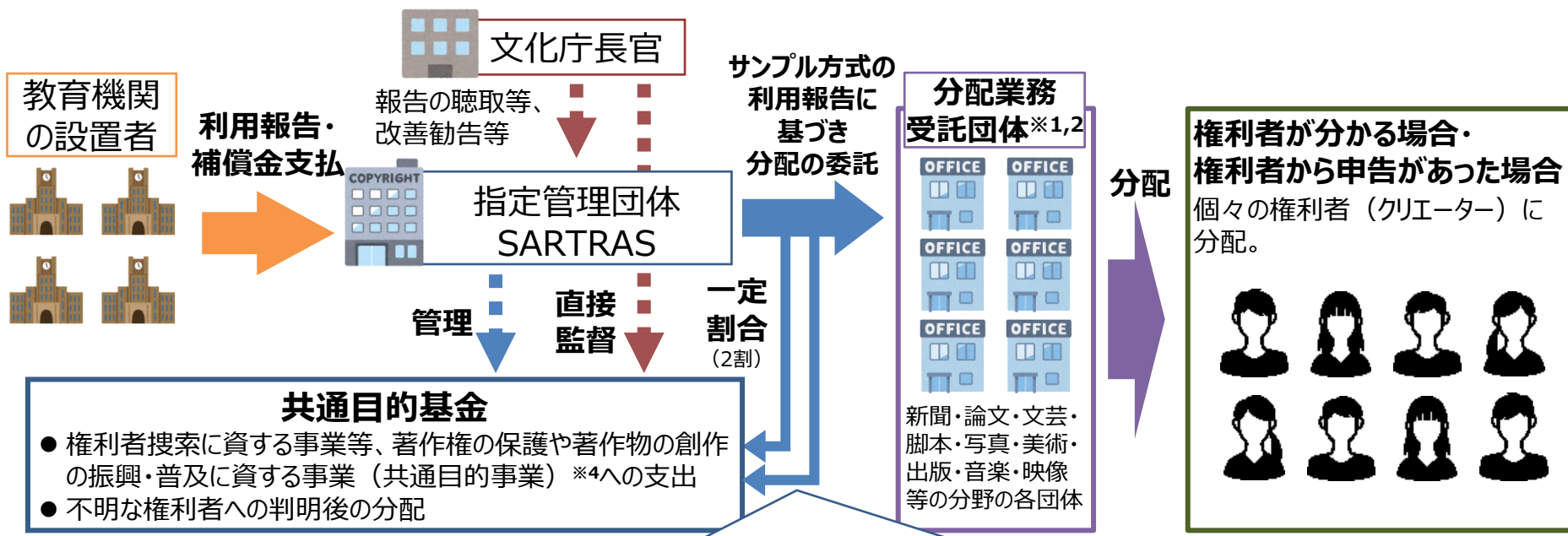


# 補償金の分配スキームの概要

- サンプル方式による利用報告に基づき、著作物の分野毎の著作権等管理事業者等に補償金の分配を委託し、受託団体ができる限り個別の権利者に分配。また、著作権の保護や著作物の創作の振興・普及に資する事業（共通目的事業）に支出。
- 権利者特定分のみ受託団体に分配を委託。それ以外の補償金収入額はSARTRASが管理し、文化庁が直接監督することで透明性を確保。



権利者が不明な場合、共通目的基金に繰り入れたうえで、最大10年間※3検索

※1：権利者への補償金の分配を網羅的に遂行できる能力を有する著作権等管理事業者又は権利者団体。分配の再委託は原則不可。ただし適正で効率的な分配を実現するためやむをえない事情がある場合、SARTRASの承認を得て可能。再委託に係る経費は受託団体が負担。 ※2：分野を網羅する団体がない場合は、その設立支援を行う（大学教員への分配の窓口となる団体が来年度に設立される予定）。また、海外の権利者に対して分配を行う窓口となる団体を本年夏頃を目途に設立し、来年度中に外国の権利者団体と双務協定を締結予定。  
※3：一般債権の消滅時効が最大10年であることから。 ※4：2022年度以降の事業実施に向け、学識経験者6名を委員として含めた共通目的事業委員会（全13名）をSARTRAS内に設置、2021年8月より具体的な事業内容の検討開始